

平成 22 年 11 月

ドクターヘリ運航関係者各位

認定 NPO 法人

「救急ヘリ病院ネットワーク」(HEM-Net)

副理事長 篠田 伸夫

ドクターヘリの出動について

表記について、去る 9 月 24 日、別添のとおり国土交通省運航局技術部運航課課長補佐から HEM-Net に文書が送付されてまいりましたので、関係者各位にご送付申し上げます。

この 3 省庁文書は、別添でお分かりのように、「ドクターヘリの基地病院からの離陸」及び「事故現場等での離着陸時における消防機関等の依頼又は通報」について、総務省消防庁救急企画室、厚生労働省指導課及び国土交通省運航課の共通の考え方を示したものです。なお、警察庁は名前を連ねていませんが、この文書に異存はない旨、上記の運航課課長補佐が確認しているとのことです。

先ず、本件に何故 HEM-Net が関与しているか、その背景について記します。重症の患者を救命するためには 1 秒でも早い医師による治療開始が必要です。ところが、現在、消防機関からのドクターヘリ出動要請は傷病者発生後平均 15 分近くを要しています（平成 20 年度全国平均）。これでは助かる命も助かりません。この時間は限りなくゼロにする必要があります。そうした観点から、昨年 6 月、日本航空医療学会の小濱啓次理事長は、「航空法施行規則第 176 条「捜索又は救助のための特例」にドクターヘリ（救急医療用ヘリコプター）を加えて頂くお願い」を超党派の国会議員で構成する「ドクターヘリ推進議員連盟」に提出しました。この「お願い」は、ドクターヘリを消防機関等の依頼又は通報に係らしめないで、同規則第 176 条第 1 号に規定する消防防災ヘリや警察ヘリ並みに扱って欲しいというものでした。小濱理事長は HEM-Net の副理事長でもあり、考えを同じくする立場から、本件については両者が提携して事に当ることといたしました。

当該議員連盟においては、この「お願い」も踏まえ、昨年 11 月 18 日、「ドクターヘリがより速やかに離着陸できるような体制整備に向けて、関係機関の連携強化の下、国は早急な解決を目指すこと。」等を盛り込んだ「ドクターヘリの全国的配備の推進に関する決議」を採択いたしました。この決議を受け、国土

交通省航空課は問題解決のため、本年4月と5月に総務省消防庁救急企画室、厚生労働省指導課及び国土交通省有料道路課並びに日本航空医療学会、全日本航空事業連合会及びHEM-Netに呼びかけ、関係者会議を開催いたしました。HEM-Netは日本航空医療学会と連携し、ドクターヘリを運航している立場に立って意見を申し述べました。その結果が、今回の3省庁文書になったものです。

3省庁文書のうち、「1. ドクターヘリの基地病院からの離陸について」は、かねてから私達が抱いていた疑問について明確な回答をいただいたものです。

また、「2. 事故現場等での離着陸時における消防機関等の依頼又は通報について」は、「航空法施行規則第176条第2号に基づく消防機関等の依頼又は通報」について弾力的運用が可能となるようにしていただいたものです。例示の中に「予め定められた要件を満たす場合」とありますが、その要件については「平成21年度厚生労働科学特別研究事業 ドクターヘリ、ドクターカーの実態を踏まえた搬送受入基準ガイドラインに関する研究」による「ドクターヘリ出動基準」（別添資料）が参考になりますので申し添えます。

また、この「消防機関等の依頼又は通報」の弾力的運用の方策としては、他にも、ドクターヘリの運航に係る運航調整委員会等において承認されることを条件に、例えば以下のような方策が考えられます。

「消防無線の傍受について予め消防機関の許可を得た基地病院において、消防無線を傍受した運航管理者がドクターヘリを出動させる必要があると判断し、直ちにドクターヘリを事故現場に向かわせる。」

この場合、運航管理者側はドクターヘリを事故現場に向かわせた後速やかに消防機関に連絡することとし、消防機関側は着陸地点の確保及び着陸地点までの患者搬送路の確保が可能となった段階で事後的に航空法施行規則第176条第2号に基づく「依頼又は通報」を行うこととなります。なお、この方策について、運航調整委員会等において消防機関との関連で疑念が生じた場合には、総務省消防庁救急企画室に照会をすることができます。HEM-Netとしても関心を持っていますので、事務局にもご連絡くださいますようお願い申し上げます。